

裁判員制度の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間及び平均開廷回数(平成20年)

区分 自白・否認別	裁判員制度対象事件			公判前整理手続に付された 裁判員制度対象事件		
	終局人員数	平均審理 期間	平均開廷 回数	終局人員数	平均審理 期間	平均開廷 回数
終局人員全体	2,208人	7.7月	4.3回	1,788人	7.1月	3.5回
自白	1,265人	5.9月	3.0回	1,026人	5.6月	2.6回
否認	904人	10.5月	6.1回	755人	9.1月	4.7回

「終局人員全体」の終局人員数が「自白」と「否認」の終局人員の合計と一致しないのは、被告事件に対する陳述に入る前に移送等で終局した人員があるためである。

本統計の数値は、判決等があった事件を実人員で計上した。

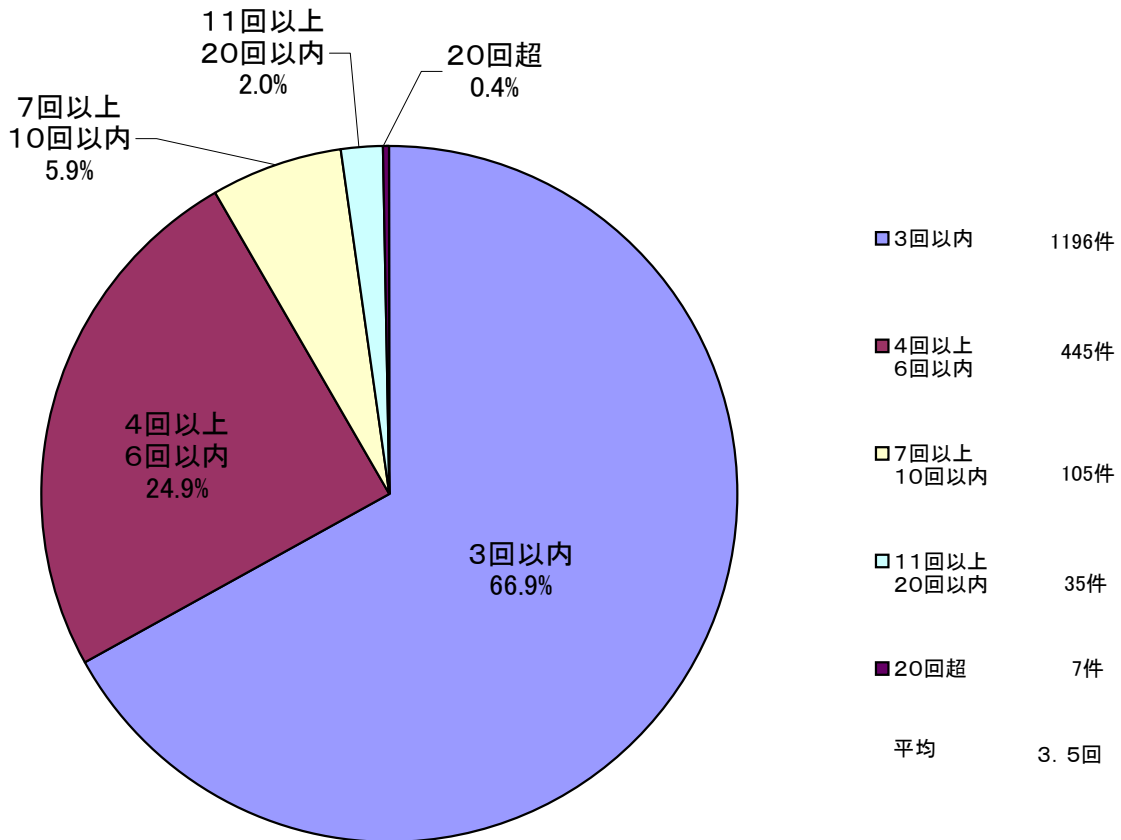
なお、「実人員」とは、同一被告人につき複数の起訴があっても、弁論が併合されている限り1人として計上したものである。

本統計は、裁判員裁判が実施される前のデータをもとに作成している。裁判員裁判実施後は、国民のみなさんが参加しやすい裁判を実現できるように、より迅速に審理が実施される。

なお、平成17年11月1日に施行された公判前整理手続の導入により、この手続を用いた裁判員制度対象事件では、受理から終局までの平均審理期間が短縮されており、特に否認事件における審理迅速化が顕著となっている。

本統計の数値は、概数である。

裁判員制度対象事件開廷回数グラフ(平成20年・公判前整理手続に付されたもの)



グラフは平成20年の実績に基づくデータであり、裁判員裁判が実施された後の期日回数のありようを必ずしも反映するものではない。本統計は、裁判員裁判が実施される前のデータをもとに作成している。裁判員裁判実施後は、国民のみなさんが参加しやすい裁判を実現できるように、より迅速に審理が実施される。